

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 3 年12月 1 日
【中間会計期間】	第69期中(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月30日)
【会社名】	株式会社東京建設会館
【英訳名】	TOKYO KENSETSUKAIKAN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新 妻 充
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀 2 丁目 5 番 1 号
【電話番号】	東京(3551)9671(代表)
【事務連絡者氏名】	支配人 田部井 利 弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀 2 丁目 5 番 1 号
【電話番号】	東京(3551)9671(代表)
【事務連絡者氏名】	支配人 田部井 利 弘
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第67期中	第68期中	第69期中	第67期	第68期
会計期間	自 平成31年 4月1日 至 令和元年 9月30日	自 令和2年 4月1日 至 令和2年 9月30日	自 令和3年 4月1日 至 令和3年 9月30日	自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日	自 令和2年 4月1日 至 令和3年 3月31日
売上高 (千円)	195,484	201,495	202,548	399,036	403,155
経常利益 (千円)	69,047	70,099	74,090	135,224	142,354
中間(当期)純利益 (千円)	47,444	48,373	51,123	92,894	98,261
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
発行済株式総数 (株)	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
純資産額 (千円)	1,113,347	1,193,683	1,281,206	1,158,798	1,243,571
総資産額 (千円)	1,332,995	1,430,284	1,521,566	1,392,094	1,475,371
1株当たり純資産額 (円)	4,127.03	4,424.82	4,749.26	4,295.51	4,609.75
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	175.87	179.31	189.51	344.35	364.24
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	50	50
自己資本比率 (%)	83.52	83.46	84.20	83.24	84.29
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	65,997	53,352	61,072	146,043	122,880
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	870	—	4,063	15,629
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,488	13,488	13,488	13,488	13,488
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	895,856	1,010,832	1,113,186	971,839	1,065,602
従業員数 (名)	6	6	6	6	6

(注) 1 当社は、子会社がないため、中間連結財務諸表を作成しておりませんので中間連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 関連会社がないため持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において当社が営んでいる事業内容について、重要な変更はありません。また当社には子会社、関連会社はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

令和3年9月30日現在

従業員数(名)	6
---------	---

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 臨時従業員は雇用しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありません。外部団体との接触也没有。また労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績

当中間会計期間における我国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、今後の景気の先行きは、しばらく厳しい状況が続くと予想されます。

この業界におきましても、既存の中小ビルのオフィス市場は依然厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、当社の当中間会計期間の業績は、売上高202,548千円と前年同期201,495千円に比べ1,053千円(0.5%)の増収となりました。

営業費用につきましては、当中間会計期間は128,463千円と前年同期131,320千円に比べ2,857千円(2.2%)の減額となりました。

この結果、当中間会計期間の営業利益は74,085千円と前年同期70,174千円に比べ3,910千円(5.6%)の増益となりました。

経常利益についても当中間会計期間は74,090千円と前年同期70,099千円に比べ3,991千円(5.7%)の増益となり、当中間会計期間の中間純利益は51,123千円と前年同期48,373千円に比べ2,749千円(5.7%)の増益となりました。

財政状態

当中間会計期間末の総資産については、前事業年度末と比較して46,194千円増加した1,521,566千円となりました。その主な要因は、現金及び預金が47,584千円の増加となったことによるものであります。負債合計は、前事業年度末と比較して8,559千円増加した240,359千円となりました。その主な要因は、その他11,274千円の増加によるものであります。

純資産は、前事業年度末と比較して37,634千円増加した1,281,206千円となりました。その主な要因は、中間純利益により利益剰余金が51,123千円増加し、剰余金の配当により利益剰余金が13,488千円減少となったことによるものであります。

当中間会計期間において、新たな有利子負債による資金調達はありません。

また、当中間会計期間の自己資本比率は84.20%(前年同期83.46%)となりました。

キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ47,584千円増加し、当中間会計期間末1,113,186千円となりました。

なお、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの詳細は、次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動により獲得した資金は61,072千円(前年同期53,352千円)となりました。これは主に、税引前中間純利益が74,090千円(前年同期70,099千円)、役員退職慰労引当金の減少額が633千円(前年同期250千円増加)となったことその他、退職給付引当金の増加額が1,432千円(前年同期1,408千円)、法人税等の支払額が26,481千円(前年同期28,520千円)となったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動の結果獲得又は使用した資金はありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果使用した資金は13,488千円(前年同期13,488千円)となりました。これは、配当金の支払いのための支出によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

当中間会計期間の売上高、中間純利益の実績及び対前年同期比較は下表の通りであります。

区分	当中間会計期間	対前年同期比較	
	金額(千円)	金額(千円)	増減率(%)
売上高	202,548	1,053	0.5
中間純利益	51,123	2,749	5.7

(注) 1 当社は、「貸室業」の単一セグメントであります。

2 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績に対する割合

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
一般社団法人日本建設業連合会	59,774	29.7	59,656	29.5
東日本建設業保証株式会社	19,246	9.6	19,160	9.5

(2) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この中間財務諸表の作成に当たりまして、重要な会計方針及び見積りにつきましては、十分検討して作成しております。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当中間会計期間の売上高は、202,548千円前年同期比0.5%の増収となっております。

また当中間会計期間の営業費用は、128,463千円と前年同期比2.2%の減少となっております。(売上原価81,372千円前年同期比5.1%減、一般管理費47,091千円前年同期比3.4%増)

この結果、当中間会計期間の営業利益は74,085千円前年同期比5.6%の増益となり、経常利益も74,090千円前年同期比5.7%の増益となり、当中間会計期間の中間純利益は51,123千円と前年同期比5.7%の増益となりました。

資本の財源及び資本の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、賃貸原価、一般管理費等の営業費用であります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は現状、自己資金を基本としております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、オフィス環境の維持改善のため、計画的に実施しております。

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000
計	700,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年12月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	270,000	270,000	該当なし	単元株制度を採用しておりません。
計	270,000	270,000	—	—

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りです。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、譲渡による当該株式の取得には、取締役会の承認が必要です。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	—	270,000	—	135,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有 株式数の割合(%)
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1 - 25 - 1	21	8.07
戸田建設株式会社	東京都中央区八丁堀 2 - 8 - 5	20	7.56
株式会社大林組	東京都港区港南 2 - 15 - 2	19	7.24
株式会社安藤・間	東京都港区赤坂 6 - 1 - 20	19	7.15
株式会社竹中工務店	大阪府中央区本町 4 - 1 - 13	17	6.39
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1 - 3 - 1	16	6.26
清水建設株式会社	東京都中央区京橋 2 - 16 - 1	16	6.15
西松建設株式会社	東京都港区虎ノ門 1 - 17 - 1	13	4.85
株式会社熊谷組	東京都新宿区津久戸町 2 - 1	12	4.47
佐藤工業株式会社	東京都中央区日本橋本町 4 - 12 - 19	10	3.87
計		167	62.01

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 230	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 269,770	269,770	—
発行済株式総数	270,000	—	—
総株主の議決権	—	269,770	—

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東京建設会館	東京都中央区八丁堀 2 - 5 - 1	230	—	230	0.08
計	—	230	—	230	0.08

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までに役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,065,602	1,113,186
売掛金	52	239
その他	—	² 11,616
流動資産合計	1,065,654	1,125,041
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	215,237	209,203
建物附属設備（純額）	74,106	67,685
土地	100,975	100,975
その他（純額）	5,305	4,650
有形固定資産合計	¹ 395,625	¹ 382,515
無形固定資産	613	613
投資その他の資産		
繰延税金資産	13,478	13,395
投資その他の資産合計	13,478	13,395
固定資産合計	409,717	396,524
資産合計	1,475,371	1,521,566
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	28,099	24,585
賞与引当金	8,506	8,506
その他	12,388	² 23,662
流動負債合計	48,994	56,754
固定負債		
退職給付引当金	22,688	24,121
役員退職慰労引当金	6,300	5,666
長期預り敷金保証金	153,816	153,816
固定負債合計	182,805	183,604
負債合計	231,799	240,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	135,000	135,000
利益剰余金		
利益準備金	33,750	33,750
その他利益剰余金		
別途積立金	927,000	1,007,000
繰越利益剰余金	148,080	105,715
利益剰余金合計	1,108,830	1,146,465
自己株式	258	258
株主資本合計	1,243,571	1,281,206
純資産合計	1,243,571	1,281,206
負債純資産合計	1,475,371	1,521,566

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)
売上高	201,495	202,548
売上原価	85,755	81,372
売上総利益	115,739	121,176
一般管理費	45,564	47,091
営業利益	70,174	74,085
営業外収益	1 4	1 5
営業外費用	80	-
経常利益	70,099	74,090
特別利益	-	-
特別損失	-	-
税引前中間純利益	70,099	74,090
法人税、住民税及び事業税	21,941	22,884
法人税等調整額	215	83
法人税等合計	21,725	22,967
中間純利益	48,373	51,123

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	135,000	33,750	857,000	133,307	1,024,057	258	1,158,798	1,158,798
当中間期変動額								
別途積立金の積立			70,000	70,000	—			
剰余金の配当				13,488	13,488		13,488	13,488
中間純利益				48,373	48,373		48,373	48,373
当中間期変動額合計	—	—	70,000	35,115	34,884	—	34,884	34,884
当中間期末残高	135,000	33,750	927,000	98,192	1,058,942	258	1,193,683	1,193,683

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	135,000	33,750	927,000	148,080	1,108,830	258	1,243,571	1,243,571
当中間期変動額								
別途積立金の積立			80,000	80,000	—			
剰余金の配当				13,488	13,488		13,488	13,488
中間純利益				51,123	51,123		51,123	51,123
当中間期変動額合計	—	—	80,000	42,365	37,634	—	37,634	37,634
当中間期末残高	135,000	33,750	1,007,000	105,715	1,146,465	258	1,281,206	1,281,206

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	70,099	74,090
減価償却費	13,371	13,110
退職給付引当金の増減額（は減少）	1,408	1,432
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	250	633
受取利息及び受取配当金	4	5
有形固定資産除却損	80	—
売上債権の増減額（は増加）	122	187
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	451	564
その他	3,666	822
小計	81,868	87,549
利息及び配当金の受取額	4	5
法人税等の支払額	28,520	26,481
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,352	61,072
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	870	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	870	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	13,488	13,488
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,488	13,488
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	38,993	47,584
現金及び現金同等物の期首残高	971,839	1,065,602
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 1,010,832	1 1,113,186

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 41～50年

建物附属設備 8～18年

2 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び退職共済金見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

貸室業に係る顧客との契約から生じる収益

顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断し、本人としての役割となる場合は総額で収益を認識し、代理人としての役割となる場合は純額で収益を認識しております。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金(現金及び現金同等物)は手許現金、随時引き出し可能な預金及び預金日から3ヶ月以内の定期預金を含めております。

5 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜きで計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断し、本人としての役割となる場合は総額で収益を認識し、代理人としての役割となる場合は純額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
1,195,802千円	1,208,912千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等は流動資産のその他、仮受消費税等は流動負債のその他に両建で表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 受取利息及び受取配当金

前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
4千円	5千円

2 有形固定資産の減価償却実施額

前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
13,371千円	13,110千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	270,000	—	—	270,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	230	—	—	230

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月19日 定時株主総会	普通株式	13,488	50	令和2年3月31日	令和2年6月22日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	270,000	—	—	270,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	230	—	—	230

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月18日 定時株主総会	普通株式	13,488	50	令和3年3月31日	令和3年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	1,010,832千円	1,113,186千円
現金及び現金同等物	1,010,832千円	1,113,186千円

(リース取引関係)

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和3年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預り敷金保証金	153,816	153,607	209
負債計	153,816	153,607	209

* 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和3年9月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期預り敷金保証金	153,816	153,816	0
負債計	153,816	153,816	0

* 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(令和3年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預り敷金保証金	—	153,816	—	153,816
負債計	—	153,816	—	153,816

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期預り敷金保証金

償還予定時期を見積り、その期間に応じた国債の利回りを基礎とした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社は、1棟の賃貸用の自社ビル(土地を含む)を有しております。令和3年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は231,841千円(賃貸収入は売上高に、賃貸原価は売上原価に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
394,817	11,360	383,456	5,400,000

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び当中間会計期間における主な変動並びに中間貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
顧客との契約から生じる収益	65,217
その他の収益	137,331
合計	202,548

(注) その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収益が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社の事業は「貸室業」の単一セグメントであります。従って開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社の事業は「貸室業」の単一セグメントであります。従って開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

貸室業の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
一般社団法人日本建設業連合会	59,774	貸室業
東日本建設業保証株式会社	19,246	

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

貸室業の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
一般社団法人日本建設業連合会	59,656	貸室業
東日本建設業保証株式会社	19,160	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間、当中間会計期間ともに、該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間、当中間会計期間ともに、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間、当中間会計期間ともに、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和 3 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 3 年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり純資産額	4,609円75銭	4,749円26銭
(算定上の基礎)		
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,243,571	1,281,206
普通株式に係る純資産額(千円)	1,243,571	1,281,206
普通株式の発行済株式数(株)	270,000	270,000
普通株式の自己株式数(株)	230	230
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	269,770	269,770

項目	前中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	179円31銭	189円51銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)：	48,373	51,123
うち普通株主に帰属しない金額(千円)：	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円) -	48,373	51,123
普通株式の期中平均株式数(株)	269,770	269,770

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第68期)	自	令和 2 年 4 月 1 日	令和 3 年 6 月21日
			至	令和 3 年 3 月31日	関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年11月30日

株式会社東京建設会館

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅	山	英	夫
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋	元	秀	行
----------------	-------	---	---	---	---

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京建設会館の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第69期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京建設会館の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。